

公益社団法人浦安青年会議所 役員選任の方法に関する規則

第1章 総則

第1条 本規則は、定款第18条に基づき、公益社団法人浦安青年会議所(以下本会議所という)の役員等(理事長、副理事長、専務理事、財務理事、理事、監事)の選任・選定方法を定めたものである。

第2条 総会において選任又は選出すべき役員等の種類及び員数は、下記のとおりとする。

- (1) 理事 定款第17条第1項第1号に定める理事の員数の範囲内であらかじめ理事会が定めた員数(原則として最大数)(以下理事定数という)
- (2) 監事 定款第17条第1項第2号に定める監事の員数(以下監事定数という)
- (3) 理事長候補者 1名

第3条 理事長、副理事長、専務理事及び財務理事は、理事会の議決により理事の中から選定する。但し、理事長選定にあたっては、本規則に定める手続により理事長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

2 選定すべき理事長、副理事長、専務理事及び財務理事の員数は、本会議所定款第17条第2項に定めるとおりとする。

3 室長の設置、選任、員数については、本会議所運営規程第3章に定める。

第2章 選挙管理委員会の組織、構成

第4条 本会議所は、理事及び監事の選任並びに理事長候補者の選出を行うため、その事務の管理及び執行を行う機関として、選挙管理委員会を置く。

第5条 選挙管理委員会は、委員長1名、委員2名の定員3名とし、委員長は理事の中から、委員は正会員の中から、当該年度の理事長が毎年4月30日までに各々を指名により選出し、理事会の承認を得るものとする。

2 委員の欠員が生じたときは、その補欠は前項に準じ理事長がこれを指名する。

第6条 選挙管理委員会の任期は、前条第1項により指名選出された年の12月31日までとする。

2 補欠として指名選出された委員長及び委員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

第7条 委員長は、選挙管理委員会の議事を整理し、委員会を代表して、選挙の管理及び執行に関して責に任ずる。

第8条 選挙管理委員会の議事は、全委員の総意でもってこれを決する。

第3章 選挙管理委員会の任務、責任

第9条 選挙管理委員会は任命された後、相当な時期までに次年度の理事及び監事並びに理事長候補者を選出するための選挙(以下役員等選挙という)に関する下記事項を定め、理事会の承認を得た後、立候補届出期間の前日までにこれらを正会員に通知しなければならない。

- (1) 理事定数及び監事定数
- (2) 立候補届出期間
- (3) 立候補届出の方法
- (4) 次年度の理事長候補者を選出する選挙(以下理事長候補者選挙という)を行う場合においては、本規則第28条で定める基準を満たす者の氏名

第10条 選挙管理委員会は投票の日時、場所、その他投票方法に関する一切の事項を定め、理事会の承認を得た後、投票日の30日前までに正会員に通知する。但し、先に理事長候補者のみの投票を行う場合は複数日に分けて実施する。

第4章 立候補

第11条 役員等選挙に立候補する者(以下役員等選挙立候補者という)は、選挙管理委員会が定める立候補届出期間内に、立候補届(別紙 様式第1号)を選挙管理委員会に提出し、立候補の届出をなすものとする。

第12条 理事長候補者選挙に関し、前条に規定する届出をなした者(以下理事長候補者選挙立候補者という)は、選挙管理委員会が定める方法によって、立候補に当たっての所信を表明、または意見書を提出することができる。

第13条 選挙管理委員会は、役員等選挙立候補者の資格を本規則第27条及び第28条の規定に基づき調査し、立候補者名簿を作成した上、投票日の14日前までに、正会員に通知しなければならない。

2 理事長候補者選挙立候補者に所信表明または意見書の提出がある場合は、これも遅滞なく正会員に通知するものとする。

第14条 前条の名簿に脱漏又は誤載があった場合は、当該有権者において理由を記載した文書をもって、選挙管理委員会に異議を申し立てることができる。

2 異議申し立てがあった場合、委員会は速やかにこれを調査し、異議を認めた場合、選挙人名簿および立候補者名簿への追加、或いは更正をなし、かつ遅滞なくその決定を告知しなければならない。

3 選挙管理委員会の棄却決定に対しては再度異議を申し立てることはできない。

第15条 立候補届出期間内において、次年度の理事を選出するための選挙(以下理事選挙という)への立候補の届出をなした者(以下理事選挙立候補者という)の数が理事定数と同数である場合においては、第5章に規定する選挙は行わず、総会において理事選挙立候補者ごとに本会議所定款第44条に規定する議決をなし、これを選任する。

2 立候補届出期間内において、次年度の監事を選出するための選挙(以下監事選挙という)への立候補の届出をなした者(以下監事選挙立候補者という)の数が監事定数と同数である場合においては、第5章に規定する選挙は行わず、総会において監事選挙立候補者ごとに本会議所定款第44条に規定する議決をなし、これを選任する。

3 理事長候補者選挙立候補者が1名の場合においては、この立候補者について本会議所定款第44条に規定する議決をなすこととする。従って当然に選挙は行わない。

第16条 立候補届出期間内に、理事選挙立候補者の数が理事定数に満たない場合は、立候補の資格のある正会員の中から理事員数に不足する数の者を当該年度の理事会が選考し、推薦する。この場合においては、被推薦者の理事選挙立候補への承諾により、本規則第11条の届出があったものとみなす。

2 立候補届出期間内に、監事選挙立候補者の数が監事定数に満たない場合は、立候補の資格のある正会員の中から監事員数に不足する数の者を当該年度の理事会が選考し、推薦する。この場合においては、被推薦者の監事選挙立候補への承諾により、本規則第11条の届出があったものとみなす。

3 立候補届出期間内に、理事長候補者選挙立候補者がいない場合は、理事長候補者選挙は行わない。

第5章 選挙

第17条 選挙は、投票の方法により行う。

2 投票ができる有権者は正会員に限るものとする。

3 投票日は選挙管理委員会が定めた日とする。

4 有権者は、投票日の選挙管理委員会が指定した時刻に、指定された場所(以下投票場という)において選挙管理委員会並びに監事の立ち会いのもと、直接これを投票する。

5 投票に関して各有権者が有する票の数は、上限を定数とし、下限は設けない。

6 投票は無記名で行う。

7 やむを得ない理由により投票日に投票できない有権者に対しては、有権者の申し出により、選挙管理委員会は郵送等の方法による不在者投票の機会を与えなければならない。

第18条 投票に先立ち、選挙管理委員会の委員長は選挙に関する事項を宣言し、投票場を閉鎖する。

第19条 理事選挙及び監事選挙は、役員選挙投票用紙(別紙 様式2号の1)により投票する。但し、立候補者が多数となる等の事情により規定の様式を用いることが適当でない場合においては、選挙管理委員会が投票用紙を調製し、これを用いることができる。

2 理事長候補者選挙は、理事長候補者選挙投票用紙(別紙 様式2号の2)により投票する。

第20条 理事選挙の投票において、有権者は、役員選挙投票用紙に記載された理事選挙立候補者の中から理事に推す者のみを任意に選出し、投票する。

2 監事選挙の投票に関おいて、有権者は、役員選挙投票用紙に記載された監事選挙立候補者の中から監事に推す者のみを任意に選出し、投票する。

3 理事長候補者選挙の投票に関して、有権者は、本規則に規定する手続きにより理事として選任された者の中から1名の者を選出し、その者の氏及び名を理事長候補者選挙投票用紙に記載し、投票する。但し、理事長候補者選挙のみの場合はその限りではない。

第21条 理事選挙及び監事選挙の当選者の確定の方法は、下記のとおりとする。

(1) 理事長候補者が先に選出されている場合、選出された理事長候補者を理事として選定する。

- (2) 理事選挙及び監事選挙においては、出席した正会員の有する議決権の過半数の得票をもって最低必要得票数とし、これに満たない得票数の者はその時点で落選とする。
- (3) 理事選挙及び監事選挙は、前号の最低必要得票数を満たす票を得た立候補者の中から、得票数の多い順に各役員の定数までの者をもって当選者とする。
- (4) 得票数が同数となる複数の立候補者(以下得票同数立候補者という)が生じ、これを理由として当選者が各役員の定数を上回る事となった場合においては、得票同数立候補者の得票数を超える票を得た者をその時点で当選確定とし、定数に足りない員数については、得票同数立候補者を対象として決選投票を行う。
- (5) 前号の決選投票の方法は、選挙管理委員会がこれを定める。

第22条 理事長候補者選挙の当選者の確定の方法は、下記のとおりとする。

- (1) 理事長候補者選挙においては、出席した正会員の有する議決権の過半数の得票をもって最低必要得票数とし、これに満たない得票数の者はその時点で落選とする。
- (2) 理事長候補者選挙は、前号の最低必要得票数を満たす票を得た立候補者の中の最高得票者をもってこれを当選者とする。
- (3) 立候補者のうち、前号の最高得票者が複数となった場合は、決選投票を行う。
- (4) 前号の決選投票の方法は、選挙管理委員会がこれを定める。

第23条 次の各号に掲げる投票は無効とする。

- (1) 本規則第19条に規定する投票用紙を用いなかった投票
- (2) 選挙管理委員会において有権者の投票に係る意思表示の内容が確認できなかった投票

第24条 投票及び開票は、選挙管理委員会および監事の立ち会いの上、これを行わなければならない。

2 開票業務は選挙管理委員会の委員全員で行う。

3 開票は次の順序で行う。

- (1) 投票総数を確認し確定する。
- (2) 最低必要得票数を確定する。
- (3) 無効投票数を確認し確定する。
- (4) 不明投票用紙数を確認し確定する。
- (5) 候補者別の得票数を確認し確定する。

第25条 当選者の確定に際し、選挙管理委員会の委員長は投票場において、下記の事項

を報告しなければならない。

- (1) 投票総数
- (2) 最低必要得票数
- (3) 無効投票数
- (4) 候補者別の得票数
- (5) 当選者の氏名

第6章 資格

第26条 投票日において正会員の資格を有する者は、役員選挙の選挙権を有する。

第27条 投票日属する年の基準日（本規則第10条に記載される理事会開催日の前々月末日）現在において正会員の資格を有する者は、理事選挙立候補者となり得る。但し、下記に掲げる者は除く。

- (1) 次年度において、正会員の資格なき者
- (2) 会費の納入を遅滞している者

2 基準日において理事長である者は、原則として次年度の役員となり得ないものとする。但し、理事会において承認を得た場合は、この限りではない。

第28条 基準日現在において正会員の資格を有する者は、理事長候補者選挙立候補者となり得る。但し、下記に掲げる者は除く。

- (1) 次年度において正会員の資格なき者
- (2) 会費の納入を遅滞している者
- (3) 理事若しくは監事に2回以上選出された経験なき者
- (4) 選挙管理委員会に選出された者
- (5) 前年度の出席率60%未満の者

第7章 理事長等の選定

第29条 総会において選任された理事は、就任後遅滞なく理事会を組織し、理事長ほか本規則3条に規定する理事長等を選定しなければならない。

第30条 前条に規定する役員選定後、理事長は遅滞なく組織図を作成し、これを事務局に備え付け、且つ適当な方法により積極的に公開するものとする。

第8章 役員 of 補充選任・選定

第31条 選定された役員に欠員が生じその補充の必要が生じたときは、理事会が本規則第27条並びに第28条に規定する各基準に照らし補充すべき役員等の候補者を推薦し、総会及び理事会の議決をもって改めて選任・選定する。

第9章 理事の増員による選任

第32条 一度選出された後に理事を増員する必要が生じたときは、理事会が定款第17条第1項第1号に定める理事の員数の範囲内で増員すべき員数を定め、当該員数分の理事候補者を本規則第27条に規定する各基準に照らし推薦し、総会の議決をもって改めて選任する。

細 則

第33条 本規則の施行に関する細則は、理事会の議決をもって定める。

《制定記録》

1992年	1月	1日	制定施行
1995年	1月	1日	改正施行
1997年	2月	1日	改正施行
1997年	4月15日		改正施行

1999年11月17日 改正施行

2012年11月14日 改正施行

2014年11月19日 改正施行

2018年 2月21日 改正施行

2020年 7月29日 改正施行

2021年 7月21日 改正施行